

長野市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事及び工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託契約（以下「工事等」という。）における設計変更及びこれに伴う契約変更に関する取扱いについて、設計変更事務の適正化及び契約事務の簡素化と合理化を図るとともに、契約の双務性の維持等に資するため必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 契約の履行途中において、真にやむを得ない事情により設計図書の内容を変更しなければならない事態が生じたときは、事業内容の同一性を失わない範囲内において、最小限度の変更を行うことができるものとする。この場合において、契約金額若しくは契約期間に変更が生じた場合又は契約内容に変更が生じ契約変更を行う必要がある場合は、契約変更を行うものとする。

(定義)

第3条 この要領において設計変更とは、設計図書に記載されている内容、履行方法及び条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

(設計変更の範囲)

第4条 設計変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、特に必要な場合に限り行うことができるものとする。

(1) 条件変更に伴う処理によるもの

ア 設計図書の内容の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示によるもの

イ 設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因によるもの

(2) 発注後発生したもので次に掲げる外的条件によるもの

ア 天災その他の不可抗力によるもの

イ 他事業との関連によるもの

ウ 地元調整等の処理による場合で、円滑な事業実施上やむを得ず、かつ、合理的なものに限る。

エ 施設管理者又は関係機関との調整によるもの

(3) 発注時において確認困難なもので次に掲げるもの

ア 推定岩盤線の確認によるもの

イ 地盤支持力の確認によるもの

ウ 土質の確認によるもの

エ 地下埋没物等によるもの

オ 測量・地質調査時等に判明が不可能なもの

カ その他確認が困難であったもの

(4) 予算処置に基づくもの

(5) 認可条件等の処理に伴うもの

(6) 長野市建設工事における概算数量発注方式試行要領（平成30年9月1日施行）によるもの

（設計変更による契約変更の範囲）

第5条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更に係る契約金額の変更見込金額（以下「変更見込金額」という。）の総額（契約変更を数回にわたり行う場合は、各回の合計金額。以下同じ。）が、契約金額の30%以内である場合

(2) 変更見込金額の総額が契約金額の30%を超える増額の場合であって、設計変更の内容が現に履行中の工事等と分離することが著しく困難である場合

(3) 変更見込金額の総額が契約金額の30%を超える減額の場合

（設計変更の手続）

第6条 監督職員は、設計変更をしようとするときは、その必要が生じた都度、事前に当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更の理由及び変更内容について所属長の承認を受けた後、遅滞なく変更設計書を作成し、契約変更の手続の前に契約者に協議しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、所属長の承認を得たうえで、監督職員指示書又は工事施工協議書等により変更指示することができる。

2 監督職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、監督職員指示書又は工事施工協議書等により契約者に工事等の変更を指示し、当該変更に係る工事等の履行後において設計変更の協議をすることができるものとする。

(1) 防災及び安全管理などのため、緊急に履行が必要なもの

(2) 契約者の責めによらない事由で、第三者への影響がある等のために、設計変更の協議を待つことができないもの

（軽微な設計変更の範囲）

第7条 設計変更のうち、軽微な設計変更に該当する場合は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 構造、工法、位置及び断面等の変更で重要なもの

(2) 変更見込額の総額が契約金額の20%又は4,000万円を超えるもの

（契約変更の手続）

第8条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、行うものとする。

ただし、第7条に規定する軽微な設計変更に伴う契約変更の手続は、契約期間の末（債務負担行為に基づく工事等において契約期間の末の属する年度以外の年度にあっては、各会計年度末）までに行うことができるものとする。

2 第7条に規定する軽微な設計変更のうち、契約金額に変更の必要がないと認められる場合は、監督職員は、所属長の承認を受けた上で、設計変更の内容及び契約金額の変更のないことについて契約者と協議し、この協議が整った場合で、かつ、契

約変更を行う必要がない工事等については、前項の規定にかかわらず、契約変更をしないことができるものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

第9条 工事等を競争入札に付そうとする場合の入札者又は随意契約によろうとする場合の契約の相手方に対し契約条項を示す際には、この取扱いに定める事項を了知させておくものとする。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行し、同日以後に行う設計変更及び契約変更について適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月14日から施行し、同日以後に行う設計変更及び契約変更について適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行し、同日以後に行う設計変更及び契約変更について適用する。